被告人熊谷晧平に対する横領被告事件(昭和三九年(あ)第一三三一号)について、昭和四〇年三月一八日当裁判所のした上告棄却の決定に対し、弁護人海野普吉、同相沢登喜男、同小田切恒次郎から、別紙のとおり異議の申立があつたが、右申立は理由がないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主

本件申立を棄却する。

昭和四〇年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	松	田	=	郎
ā	裁判官	λ	江	俊	郎
ā	裁判官	長	部	謹	吾
Ī	裁判官	岩	田		誠